

柔整問題研究会

平成29年度 研究会活動計画発表会資料

研究会の構成

参加健保：37健保組合 42名 + 1（オブザーバー）

01	azbilグループ	14	ニコン	27	ブリヂストン
02	イオン	15	ニチレイ	28	プレス工業
03	エーザイ	16	日本IBM	29	ボッシュ
04	花王	17	日本航空	30	丸井
05	麒麟ビール	18	日本マクドナルド	32	三越伊勢丹
06	KDDI	19	日本旅行	33	三菱
07	サノフィ	20	日本郵船	34	三菱電機
08	ジャックス	21	ノバルティス	35	山崎製パン
09	太陽生命	22	野村證券	36	ヤマトグループ
10	トピー	23	パナソニック	37	ヤマハ
11	豊田通商	24	日立		
12	トランスコスモス	25	ファイザー		
13	ナイガイ	26	富士通		日本テレビ報道局

平成29年度活動方針

ビジョン

療養費の適正化

ミッション

- 毎月 1 回研究会を開催する
- 3 適(適正受診・適正施術・適正支払)キャンペーンの推進
- メンバー個々のスキルアップを図るために、不正情報や、疑義照会のノウハウを共有する
- 柔整療養費適正化に向けて、他の保険者や医師、施術者と問題意識を共有し、健保連や行政に対する働きかけをおこなう



平成29年度活動計画

不正請求事例の収集と整理

- ワキンググループを編成し、毎月事例を検証する
- 療養費の適正化に関する取り組みや事例の発表をおこなひ、内容の整理・分析をおこなう

あはき、装具に関する研究

- ワキンググループからの事例発表をもとに分析（整理）をおこなう
- 装具メーカーの工場視察をおこなひ、治療用装具に関する見識を深める

広告調査（WEB）

- ワキンググループごとに対象地域を決めて、施術所のHPを調査する
- 実地調査（看板調査）については、進捗状況を見てあらためて検討

受領委任のあり方に関する検討

- 平成28年度に行われた柔整、あはき療養費検討専門委員会で議論された内容をもとに、問題点や対応策を審議する。
- 必要に応じて他の保険者や、施術者、医師と意見交換をおこなう

柔整報告書のまとめ（療養費改定効果検証）

- 毎月、各健保から提出される「柔整データ等の報告書（柔整月報）」を整理、分析をおこなう
- 報告フォームの改善について検討をおこなう

療養費支給実績の推移（保険者機能を推進する会実績）

療養費支給実績（10,000人あたり金額）の推移

（単位：千円）

柔道整復	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全体	8,720	9,310	9,680	10,370	11,270	10,800	10,920	10,610	10,265	10,510	10,690
本人	8,470	8,930	9,320	10,660	11,880	11,490	11,330	11,050	9,960	10,580	10,850
家族	8,970	9,690	10,060	10,030	10,530	10,000	10,420	10,020	10,580	10,430	10,510

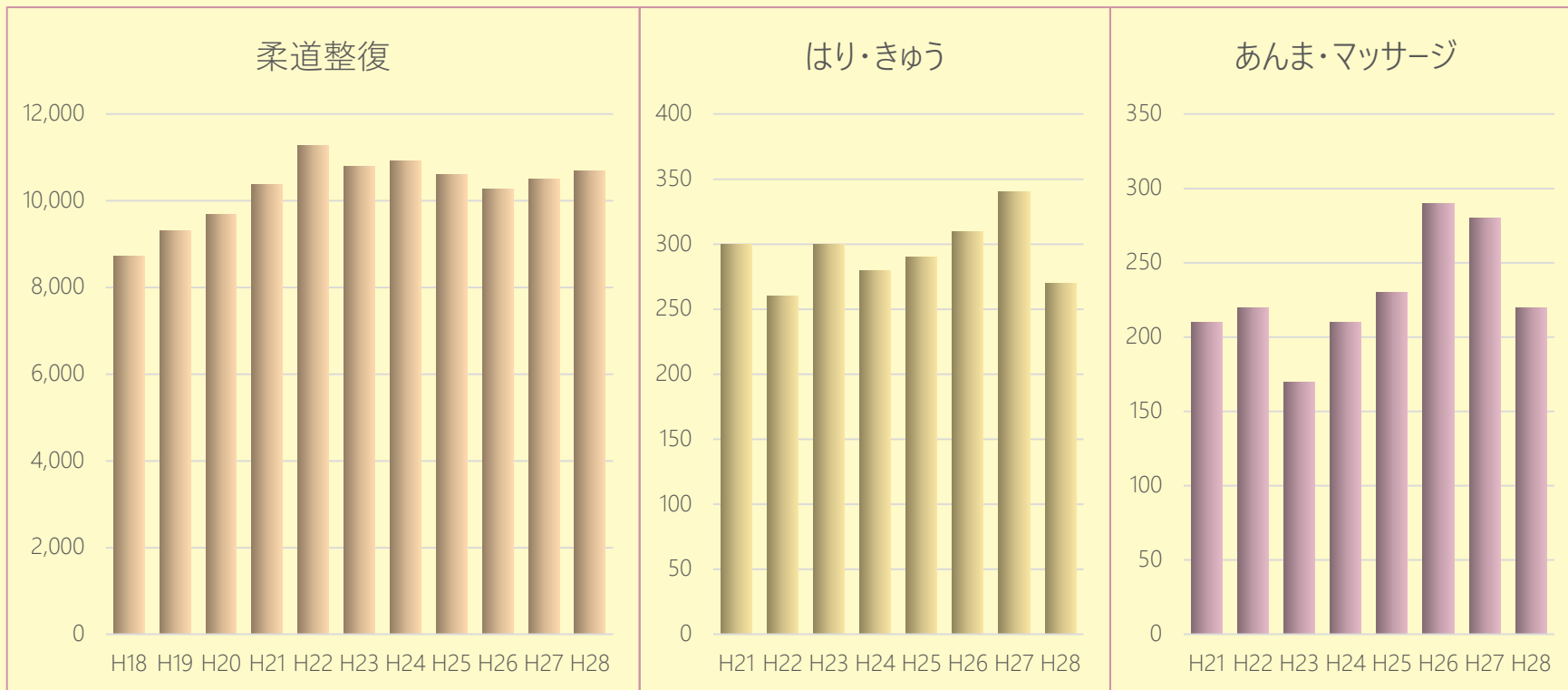
はり・きゅう	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全体				300	260	300	280	290	310	340	270
本人				320	260	300	290	300	330	330	290
家族				270	260	310	270	270	350	340	250

あんま・マッサージ	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全体				210	220	170	210	230	290	280	220
本人				180	180	130	200	190	270	270	180
家族				240	270	230	220	290	310	300	270

療養費支給実績の推移（保険者機能を推進する会実績）

療養費支給実績（10,000人あたり金額）の推移

（単位：千円）



受領委任のあり方に関する検討

柔道整復療養費委員会、あんま・マッサージ、はり・きゅう療養費検討専門委員会での議論をもとに

「亜急性」の文言の見直し

留意事項通知を、以下の通り改正する。

5 療養費の支給対象となる負傷は、負傷の原因が明らかで、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていない急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。

なお、負傷の原因が明らかで、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていない急性又は亜急性の介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）については、第5の3の（5）により算定して差し支えないこと。

また、外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、急性又は亜急性、すなわち身体の組織の損傷の状態が急性又は急性に準ずるものであり、慢性に至っていないものであること。

（注）負傷の原因は、具体的に、いつ、どこで、どこを、どうして負傷したかを施術録に記載しなければならないこと。単に「亜急性の外傷」や「急性に準じる外傷」のような具体性を欠くもの及び外傷の原因が不明なものは支給対象にならないこと。

保険者の裁量による委任解除

あはき療養費における受領委任の取扱い導入により
「保険者の（自由）裁量」が認知された。

柔整療養費においても受領委任の取扱いについて
保険者の裁量に基づく一部限定解除方式
(部分的な委任解除) が可能であると解釈することができる。

保険者間で議論を進め
柔整療養費の受領委任の取り止め（協定からの離脱）について
その可能性を検討する

不適正な広告の是正

奈良県橿原市などの好事例の
全国展開都道府県への指導の依頼

施術所の名称である「整骨院」の
使用可否について統一すべき

実態調査の実施

ウェブサイトを含む広告ガイドラインの作成

《スケジュール案》

H29.3都道府県主管課長会議において、当専門委員会での意見の周知、違法広告への指導を依頼（継続的に依頼）

H29年度～実態調査の実施

実態調査後～医療機関広告ガイドラインの見直しを踏まえつつ、柔整・あはきの広告（施術所の名称を含む）に関するガイドライン作成の検討

ガイドライン作成後～ガイドラインに基づき保健所による不適正な広告を掲げている施術所への指導の徹底

研究会の実態調査によって

施術所の名称が不適切、または登録と異なるものが
1/3

「健康保険取り扱い」「保険が使えます」などの表記をしているものが約8割

適応症の記載があるものが半数

それに比較して「肩こり」「ぎっくり腰」などの協定外の項目を表示しているものが7割。

交通事故に関する施術の広告をしているものが7割にも上った。

保険者の要望を実現するために議論を深める

電子請求に係る「モデル事業」の実施

検討の方向

電子請求に係る「モデル事業」を実施する。このため、具体的な実施方法を検討するとともに、情報セキュリティ対策や必要な規定の改定を行う。

スケジュール案

～29年度 具体的な実施方法の検討、情報セキュリティ対策や必要な規定の改定し、できるだけ早期にモデル事業の実施

療養費は患者が申請するという原則が崩れてしまう

負傷原因の記載を1部位目から支給申請書に記載すること

検討の方向

支給申請書における負傷原因の記載については、1部位目から求めるべきといった意見があった一方で、全ての支給申請書に1部位目から負傷原因を記述することは負担が大きい。そのため、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見があり、さらに検討する。

柔整師は、柔整審査会の審査で「一目見ただけで不正が分かる」から負傷原因の記載は無用と云う

問題ある患者に対し、保険者が償還払いしか認めない権限を持つこと

検討の方向

問題のある患者について、保険者において受療委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えることについては、問題のある患者を特定する仕組みや事後的に償還払いとする場合の取扱いなど事務的に検討すべき点があり、今後の検討課題とする。

長期施術を受ける患者は、医師が治療すべき疾患に罹っている可能性もある

年間スケジュール

